

タクシーにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会：参照)

 大正交通有限会社

令和2年6月4日

タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

【大正交通は、感染予防対策について以下の体制を徹底して行います。】

(1) 健康管理について

- ・従業員に対して、起床時や入社時の体温測定を行い、その結果や症状の有無を報告させ、健康状態の把握に努め、発熱や咳などの症状がある者は自宅待機とする。
- ・発熱や咳などの症状があり自宅待機となった従業員については、毎日の健康状態を確認した上で、症状が改善し入社可能である判断を行う際には、学会の指針、医師の診断により行うものとする。
- ・従業員に対して、休日における外出の際は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせるとともに、十分な睡眠を取り、休養に努めるよう求める。

(2) 事業所内での勤務について

- ・時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制など、様々な勤務形態の対策を講じ、多数が同時に接触する機会を軽減し感染の予防を行う。
- ・始業時、休憩後も含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。事業者は、必要となる設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、勤務中のマスク等の着用を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置はできるだけ広く配置し、仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角もしくは横並びとする。
- ・1時間に2回程度、窓をあけて換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫し、定期的に消毒すること。
- ・事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、従業員に対して感染防止対策を周知徹底する。

(3) 休憩・休息スペースの使用について

- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒すること。
- ・入退時には、手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・休憩施設内は、定時換気を行い、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないなどいわゆる「三つの密」を避けること。
- ・スペース内での飲食についても、時間帯をずらす、2メートル以上の距離を確保する対面で座らないなどの配慮をすること。

(4) 車両・設備・器具

- ・ドアノブ、手すり、料金メーター、無線、電話、決済機器など共有設備について、洗浄・消毒を行うこと。
- ・車両点検工具などの共有器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努めること。

- ・事業用自動車内の座席、手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行い、また、座席のシートカバーなどについては、こまめに交換すること。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な溶剤を用いる。

- ・清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底すること。
- ・運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置する等、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。
- ・可能な限り、キャッシュレス決済を推奨すること。

(5) 運転者に対する点呼について

- ・対面により運転者に行う点呼の際は、換気を徹底した、いわゆる「三つの密」を避けるための対策を講じて行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底すること。
- ・疲労、疾病などを報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合は、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。また、マスクや手袋など感染予防対策にかかわる必需品の携行を確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌すること。但し、誤検知を防ぐため、最適な溶剤を使用すること。

(6) 運行に際して

- ・乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底すること。
- ・乗客の意向を確認した上で、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行う旨を表示する等により、乗客が安心して利用することができるよう配慮すること。
- ・運賃の受け渡し等において、マスク、手袋の着用を徹底するとともに、乗客との直接接触を減らすよう努め、降車後は車内の換気と消毒を行うこと。

(7) お客様に対する協力のお願い

- ・定員上、後部座席に着席可能である場合には、お客様に対して可能な限り後部座席に乗車いただくよう理解と協力を求める。
- ・乗車に際しては、お客様のマスク着用についても理解と協力を求める。

上記のとおり、ガイドラインを励行しお客様と従業員の健康を守るべく、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じて参ります。

 大正交通有限会社

北海道帯広市大正町基線 89 番地 6

(一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会：ガイドライン参照)